

指定期宅介護支援事業者は、指定期宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は又はその家族に対し、居宅サービス計画が第一条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定期宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるなどについて説明を行い、理解を得なければならない。
指定期宅介護支援事業者は、指定期宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は又はその家族に対し、前六月間に当該指定期宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項目において「訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定期宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等との回数のうちに同一の指定期宅サービス事業者又は指定期宅密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。
指定期宅介護支援事業者は、指定期宅介護支援の開始に際し、あらかじめ、利用者は又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者による介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
指定期宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第八項で定めどおり、当該申出者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるるもの（以下この条において「電磁的方法」といふ）により提供することができる。この場合において、当該指定期宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
イ 指定期宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電線を通じて送信し、受信者の使用に係る電線を通じて送信し、受信者の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 指定期宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合については、指定期宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
二 電磁的記録媒体（電磁的記録）（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十一条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに第一項に規定する重要な項目を記録したものと交換する方法
七 第五項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定期宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
八 指定期宅介護支援事業者は、第五項の規定により第一項に規定する重要な項目を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。（提供拒否の禁止）
第五条 指定期宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定期宅介護支援の提供を拒んではならない。（サービス提供困難時の対応）
第六条 指定期宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定期宅介護支援事業者が通常時に指定期宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定期宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の必要な措置を講じなければならない。（受給資格等の確認）
第七条 指定期宅介護支援事業者は、指定期宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。（要介護認定の申請に係る援助）
第八条 指定期宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならぬ。（要介護認定の申請に係る援助）

第九条 指定期宅介護支援事業者は、当該指定期宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。（身分を証する書類の携行）
二 ファイルへの記録の方法
前項の規定による承諾を得た指定期宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によつては、ただし、当該利用申込者又はその家
第十一条 指定期宅介護支援事業者は、指定期宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（指定期宅介護支援の具体的取扱方針）
第十二条 指定期宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。（指定期宅介護支援の具体的取扱方針）
第十三条 指定期宅介護支援の方針は、第一項の規定する基本方針及び前条に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
一 指定期宅介護支援事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
二 指定期宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようになければならない。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力・既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解消すべき課題を把握（以下「アセスメント」といいう。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならぬ。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者及び担当者に交付しなければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案を作成した指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない）。をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合について、他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならぬ。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない）。をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）にあつては、テレビ電話装置等の活用について、担当者から提供を受けること。

十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十四 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならぬ。

イ 少なくとも一月に一回、利用者に面接すること。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、少くとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

十六 第三号から第十二号までの規定は、第十号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

イ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供される。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができるること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供される。

十七 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となるたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十八 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行ふものとする。

十九の二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を

記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

十八の三 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等に交付を求めなければならない。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれをうるものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合は、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点から留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合には、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に工具貸与を受ける必要がある場合にはその理由に応じて随时サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を記載しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に工具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を記載しなければならない。

二十四 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条规定による指定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載があればならない。

二十五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に明し、理解を得た上で、その内容に沿つて居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第五条の二十三第三項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たつては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならぬ。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第一項に規定する居宅介護支援事業者に係る報告）

九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費用が利用者に代わり当該指定居宅介護サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス計画に記載した文書を提出しなければならない。

二 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅介護サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

三 常営日及び営業時間

四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に對し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する觀点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならぬ。

<p>三 第十三条第二号の二の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第十六条の規定による市町村への通知に係る記録</p>
<p>五 第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p>
<p>六 第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録</p>
<p>第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準 （準用）</p>
<p>第三十条 第一条の二、第二章及び第三章（第二十六条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）を除く。」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p>

<p>第五章 雜則 (電磁的記録等)</p>
<p>第三十一条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、原本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（第七条（第三十条において準用する場合を含む。）及び第十三条第二十四条（第三十条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するもの（以下「交付等」は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行なうことができる。）のうち、この省令の規定において書</p>
<p>第六章 第二十七条规定による改正後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置</p>
<p>第七条 平成十七年改正法附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が指定居宅介護支援の事業を行なう事業所については、第四条による改正後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等新基準」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十日までの間は、当該指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員でない場合であつても当該職務に従事することができる。</p>
<p>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付説明、同意承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書</p>

<p>第六条 平成十七年改正法附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が事業を行う指定居宅介護支援の事業を行なう事業所については、指定居宅介護支援等新基準第十三条第二十五号の規定にかかわらず、平成十九年三月三十日までの間は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受ける利用者の数の上限については適用しない。</p>
<p>附 則（平成二〇年八月二九日厚生労働省令第一五六年号）抄</p>
<p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成一八年九月八日厚生労働省令第一四一号）抄</p>
<p>第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>

<p>第八条 平成十七年改正法附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が事業を行う指定居宅介護支援の事業を行なう事業所については、指定居宅介護支援等新基準第十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号平成三十三年三月三十一日までの間は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受ける利用者の数の上限については適用しない。</p>
<p>附 則（平成二〇年八月二九日厚生労働省令第一五六年号）抄</p>
<p>第一条 この省令は、平成二十一年一月一日起して施行する。</p>
<p>附 則（平成二〇年八月二九日厚生労働省令第一四一号）抄</p>
<p>第一条 この省令は、平成二十二年二月二一日厚生労働省令第一四一号の規定による改正後</p>

